

## 岩宇地域4町村連携地域の形成に関する協定書

共和町、岩内町、泊村、神恵内村（以下「連携町村」という。）は、連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、北海道が定める広域連携加速化事業推進要綱（令和2年7月14日行連第67号）に基づき、連携町村が相互に連携を図りながら、必要な生活機能の確保及び地域の活性化を図り、安心して暮らせる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 連携町村は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 連携町村が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び連携町村の役割は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 公共交通ネットワークの維持及び強化に係る政策分野
- (2) 地域マネジメント能力の強化に係る政策分野

### （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 連携町村は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 連携町村は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、連携町村が協議して定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとする場合は、連携町村による協議により合意を得るものとする。

### （協定の廃止）

第6条 この協定を廃止しようとする場合は、連携町村による協議により合意を得るものとする。

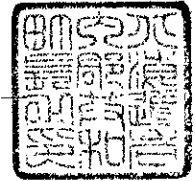
(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、連携町  
村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各自その1通を保有する。

令和6年(2024年)9月30日

共和町長 成田 慎



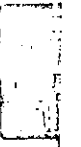
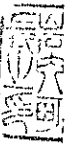
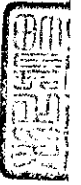
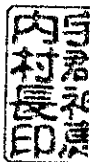
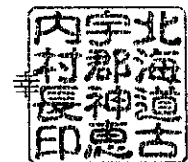
岩内町長 木村 清



泊村長 高橋 鉄



神恵内村長 高橋 昌



別表（第3条関係）

公共交通ネットワークの維持及び強化に係る政策分野

地域公共交通

○生活交通路線の運行

取組内容	4町村を運行するバス路線の廃線を受け、地域公共交通の維持のための代替交通の運行及び運営事務の効率化等に取り組む。
連携町村の役割	<p>【幹事町村の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体調整及び総合窓口は、共和町とする。</li> </ul> <p>【幹事町村以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該路線運行に係る各種調整等への参画及び費用の負担</li> <li>・その他、連携における各種協力</li> </ul>
備考	

地域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成事業

○職員研修及び交流

取組内容	職員個々の能力向上を図るため、まちづくり研修会・交流会を実施する。
連携町村の役割	<p>【幹事町村の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体調整及び総合窓口は、岩内町とし、研修会の実施は泊村及び神恵内村が共同で主催する。</li> </ul> <p>【幹事町村以外の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修への参加派遣</li> <li>・その他、連携における各種協力</li> </ul>
備考	